

1. 全日本ろうあ連盟としての意見

- 幼稚園・小学校・中学校・高等学校等における障害のある子供たちへの教育課程・学習指導の改善・充実について
- 特別支援学校の教育課程・学習指導の改善・充実について

きこえない・きこえにくい子どもたちにとって手話言語は、乳幼児期から親や周囲と、きこえない・きこえにくい自分にとって自然で豊かなコミュニケーションを行い、それを通して言語力、思考力、情緒を発達させ、全人的に成長するために必要な言語です。

そして、きこえない・きこえにくい子どもには、この自分たちに必要な言語である手話言語を習得、学習、使用する権利である、「きこえない・きこえにくい子どもの言語権」が保障されなければなりません。

また、学校等において、きこえない・きこえにくい子どもが手話言語を通して教師の話す内容が十分に理解でき、教師やクラスメート等と自然なコミュニケーションができる環境で教育を受け、学習できるようにすることも必要です。

この「きこえない・きこえにくい子ども学習権」も保障されなければなりません。

しかしながら、現在では上記の2つの権利が保障されているとは言えません。

日本が目指している、真の共生社会の実現のためには、きこえない・きこえにくい子どもが手話言語を習得し、手話言語を通して様々なことを学び、手話言語を使用して周囲とコミュニケーションを行うことにより、主体的に生きる人間として成長して、社会に出ていくことができるようにする必要があります。

これとともに、きこえる子どもが、手話言語を学び、社会の中にいるきこえない・きこえにくい人について理解することにより、将来、きこえない・きこえにくい人を含むすべての人がともに生きることができる社会の実現に寄与することができると考えます。

今年6月に施行された手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）第6条及び第7条においても、手話を必要とするこどもの手話の習得の支援及び学校における手話による教育等について定められています。

以上のことから、次のことについて要望します。

1. 学習指導要領の教科に「手話言語」を新設し、在籍する学校に関係なく、きこえない・きこえにくい子ども等の手話言語を必要とする子どもすべてが「手話言語」を習得できるようにすること
2. 「手話言語」を指導する教師及び「手話言語」を用いて各種教科の指導を行うことができる教師の養成・研修を実施すること
3. 各教科について、「手話言語」で学習することができる教材を作成すること
4. すべての小・中・高校において、上記の「手話言語」の授業を実施すること

5. 手話言語を必要とする子どもが学校生活において手話言語を自由に使用することができ、安心して受けられる教育環境の整備を行うために必要な、手話言語の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話言語に関する必要な支援を行う者等の配置等の施策を実施すること
6. きこえない・きこえにくい子どもの教育に関する施策の策定は、必ず当事者団体の参画の下に進めること

【参考】

手話に関する施策の推進に関する法律（令和七年法律第七十八号）＜抜粋＞
（手話を必要とするこどもの手話の習得の支援）

第六条 国及び地方公共団体は、手話の習得についての理解に資するよう、手話を必要とするこども及びその保護者に対する手話に関する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもがその希望により手話を習得することができるよう、乳幼児期においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次条において同じ。）の授業その他の教育活動においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもの手話の習得に資するよう、その保護者及び家族が手話を学習することができる機会の提供、これらの者に対する手話に関する相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
（学校における手話による教育等）

第七条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用するこどもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の実施に資するため、手話の技能を有する教員が養成されるようにするための大学及び教員養成機関による取組の促進、手話を使用するこどもが在学する学校の教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。